

岐阜大学工業倶楽部中部支部規約（案）

制定：2018年6月23日

第1条（名称及び事務局）

本会は岐阜大学工業倶楽部規約第16条に基づき設置するもので、岐阜大学工業倶楽部中部支部（略称：岐大工中部）と称する。事務局(連絡事務所)は事務局長の責任で設置する。

第2条（会員）

本会は次の会員で組織する。

- ・正会員：岐阜大学工業倶楽部会員で、中部地区（岐阜県、愛知県、三重県、静岡県、富山県、石川県、福井県、長野県）に在住または勤務しているか、その経験のあるもの及びこの地域で事業を営むもので、入会手続きを行ったものとする。なお、中部地区以外に勤務、在住する入会希望者は役員会の承認を経て正会員に加えるものとする。
- ・特別会員：母校の現教員もしくは元教員で中部地区に在住・在勤するもの。
- ・賛助会員：本会の目的、行事等に賛同する個人または法人で役員会の承認を経たもの。
- ・名誉会員：本会に対して特に功労のあった会員で役員会の承認を経たもの。

第3条（目的）

本会は会員相互の親睦・交流を図るとともに、情報交換や技術の交流を推進して母校の隆盛と工業の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ・総会の開催
- ・講演会、見学会、懇親行事の開催
- ・会報の発行
- ・会員情報の収集と管理
- ・岐阜大学工業倶楽部本部事業への協力と提案
- ・その他必要なこと

第5条（役員）

本会は支部長1名、副支部長若干名、幹事若干名、会計2名、会計監査2名、事務局長1名、及び副事務局長若干名を置き、会務を処理する。なお、役員会の承認を経れば役員の兼任は妨げないものとし、また必要に応じて特任役員をもうけることができる。

第6条（役員の仕事）

- ・支部長：本会を代表し、本会の会務を統括する。
- ・副支部長：支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれに代わる。
- ・幹事：支部長を補佐し、会務を分掌する。幹事は別途細則で定める委員会を構成し、会務を遂行する。
- ・会計：本会の会計を分掌する。
- ・事務局長：本会の会務事務を統括する。
- ・副事務局長：事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはこれに代わる。
- ・特任役員：役員会の指示により会務を遂行する。
- ・会計監査：本会の経理を監査する。

第7条（役員の選出と任期）

役員は役員会で選出し総会に推薦の上、承認を得る。役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第8条（顧問）

退任した役員の内から役員会で顧問を選任し、本会に置くことができる。

第9条（会議）

- ・総会：毎年1回開催する。支部長が議長を務め、事務局長は前年度の事業報告、会計報告と新年度の事業計画、予算その他重要事項を報告し、承認を受ける。総会の議決は出席者の過半数の賛成を以って決定する。
- ・役員会：支部長、副支部長、幹事、事務局長、副事務局長、会計、特任役員及び会計監査で構成し、事務局長が議長を務める。規約の改訂など重要事項を審議する。

第10条（会計及び事業年度）

本会の会計年度は6月1日に始まり、翌年の5月31日に終わる。

第11条（会費）

本会の経費は年会費、本部交付金、行事開催時に徴収する臨時会費、賛助会員入会金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。会費の額は役員会で決定し、会員は遅滞なくこれを納入する。

第12条（入退会）

本会への入会は入会申込書の提出と会費の納入をもって行うものとし、退会は退会届の提出をもって行う。2年間会費を滞納した場合は、以後、本会から連絡通知をしないことがある。

第13条（規約の改廃）

本規約の改廃は事務局長が総会に諮り、出席者の過半数の賛成により決定する。

第14条（補則）

- ・本規約を補足するものとして細則を定める。細則は役員会で定める。
- ・本規約及び細則に定めなき事項については、必要に応じて役員会において決定する。
- ・本規約は2018年6月23日開催の岐阜大学工業倶楽部本部常任理事会の承認により発効する。

岐阜大学工業倶楽部中部支部 細則（案）

制定：2018年6月23日

1. 総会

- ・原則として1回/年開催する。ただし、役員会で決定すれば、臨時総会を開催することができる。
- ・総会に合わせてできる限り講演会、懇親会等を開催する。

2. 役員会

- ・開催時期：事務局長の招集により、原則として3回/年開催する。ただし、役員会で決定すれば、臨時役員会を開催することができる。
- ・役員会成立条件：過半数の役員の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- ・議決条件：出席者（委任状含む）の過半数以上の賛成をもって議決する。

3. 会報の発行

- ・原則として1回/年発行する。
- ・会報は総会案内書に同封して会員に郵送するとともにホームページに掲載する。

4. 委員会等

- ・会務を円滑に推進するため、下記の委員会を役員会の下部組織として設置する。

名 称	主 たる 任 務	委員長	副委員長及び委員
総務委員会	(1)総会の開催及び取りまとめ ・役員改選 ・事業報告及び事業計画書(予算を含む)の作成 ・その他会則の改廃の取りまとめ など総会報告事項の取りまとめ (2)役員会の開催及び取りまとめ (3)入会勧誘の企画	役員会にて幹事より互選	委員長が任命する。
名簿管理委員会	・会員情報の収集と管理 ・入会勧誘の支援 ・本会との名簿のやり取り	役員会にて幹事より互選	委員長が任命する
行事委員会	・講演会、見学会、懇親会やその他の行事の企画 案内及び開催（ただし、総会を除く）	役員会にて幹事より互選	委員長が任命する。
会報編集委員会	・会報の編集、発行 ・ホームページの管理業務、ホームページ管理者	役員会にて幹事より互選	委員長が任命する。
財務委員会	・年会費及び入会金の徴収と管理 ・行事開催時における臨時会費の徴収と管理	役員会にて幹事より互選	委員長が任命する。

- ・各委員会の開催時期は委員長が決定する。
- ・各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ・会員との連絡業務（郵送、メール、電話等）を円滑に行うため、別途役員で分担する連絡担当幹事を置く。

5. 会費

- ・規約第10条に定める会費は下記とする。

区 分	入会金(円)	年会費(円)	臨時会費
正会員	—	2,000	行事毎に役員会で決定
特別会員	—	—	同上
賛助会員	個人	3,000	同上
	法人	3,000	同上
名誉会員	—	—	同上

- ・いったん納入された会費、入会金は理由の如何を問わず返却しない。
- ・会員に対し本会の発行する会報を無償で提供する。
- ・会費の納入は原則として郵便振込みで行うものとする。

6. 入退会手続き

- ・入会申込書及び退会届の様式を本細則の付属書として定める。
- ・入会申込書及び退会届はホームページに掲載し、郵送、FAX又はEメールにて支部長に提出する。

附則

本細則は 2018 年 6 月 23 日 規約制定の発効をもって施行する。